

ごあいさつ

私たちは「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」です。現在小平市では、自治のしくみとその基本的な原理やルールを定めた条例をつくっています。その具体的な動きをここでご紹介させていただきます。

* * *



自治基本条例ってなに？

A. 「市民による自治のしくみ」の基本ルールを定めた、いわば「まちづくりの憲法」です。

私たちは長い間、国が物事を決めて、地方はそれに従う、という考えに慣らされてきました。しかし、それでいいのでしょうか？自分たちの暮らしに直結する、身近なまちづくりは、自分たちが決める、それが本来のあり方ではないでしょうか。「地域のことは、地域で考え、地域自らの責任で決める」べきです。そのためには、まちづくりの基本ルールを自分たちで決めておく必要があります。だから「自治体の憲法」＝「自治基本条例」が必要なのです。

自治基本条例では、市民、議会、行政の役割と責任、情報公開や市民参加、協働などの自治の基本原則、市民自治の進め方といった内容を定めます。小平市以外にも、平成13年4月に北海道ニセコ町で「ニセコ町まちづくり基本条例」がはじめて施行され、その後全国で約100の自治体が制定しています。

連絡先

【小平市企画政策部自治基本条例担当へ】

電話 ファックス

042-346-9582 042-346-9513

メール

da0040@city.kodaira.lg.jp

<http://kodaira.sblo.jp>

手紙

〒187-8701 小平市小川町2-1333

小平市企画政策部自治基本条例担当 宛

自治基本条例案づくりは、1人でも多くの市民の皆さんに、この条例の意義を十分理解、認識してもらい参加してもらうことが重要になってきます。是非ご意見をお寄せください！

ロゴマークのおはなし



このロゴマークはプレゼントの箱とリボンです。リボンは小平の頭文字「K」を表しています。自治基本条例に関わった人の意見はさまざまでも、その前提には、未来を生きる子どもたちに素敵な小平を残してあげたいとの想いがあります。このマークはその共通認識を形にしたものです。

発行者 小平市自治基本条例をつくる市民の会議
広報協力 武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科

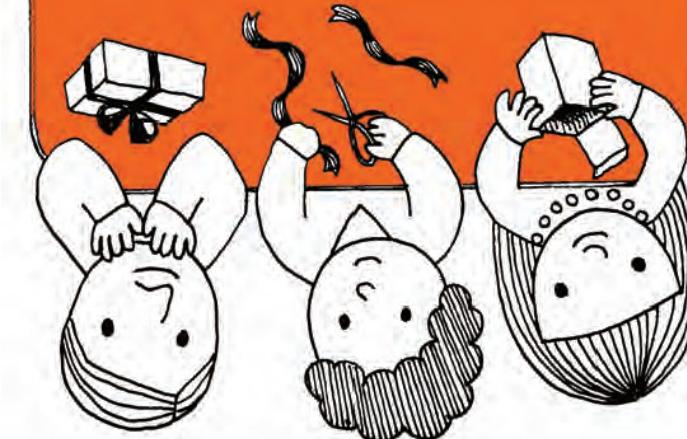


自治基本条例 をつくっています

～自治基本条例って？～



小平市自治基本条例をつくる市民の会議 編

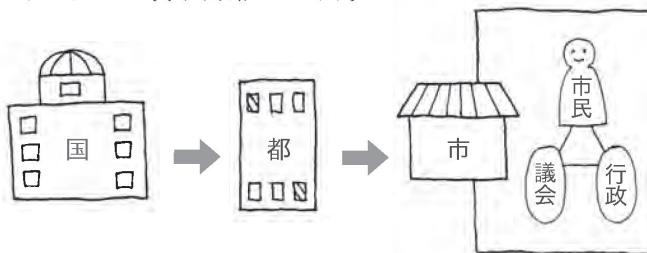




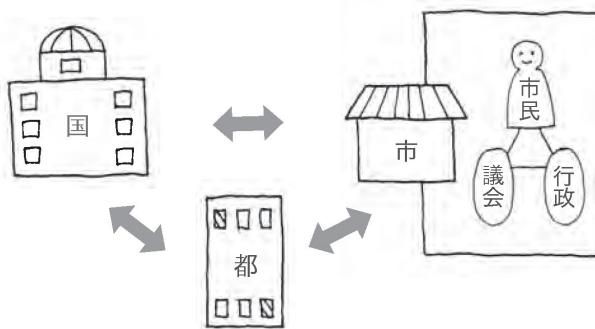
自治基本条例ができると
なにが変わるの？

A. 「市民による自治」に一歩近づきます。

▼これまで（中央集権のしくみ）



▼これから（地方分権のしくみ）



市民参加のルールを明確にすることにより、「市民による自治」が実現されます。自治基本条例を制定することにより、

- 市民と市が目標の共有と情報の共有を進めていくことで市民の行政への関心や参加意識を高める効果が期待されます。
- 市民参加のルールを明確にすることにより首長の改選などによる状況の変化を受けにくくなり制度的な安定性が増します。

自治基本条例案策定までの道のり

平成18年6月

「市民の会議」
メンバー公募

平成19年2月

「市民の会議」
発足

~9月

骨子案づくり

10月～11月

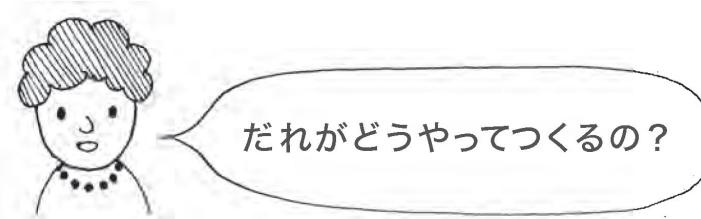
市民意見交換会

12月～

意見反映・
条例案づくり

平成20年3月

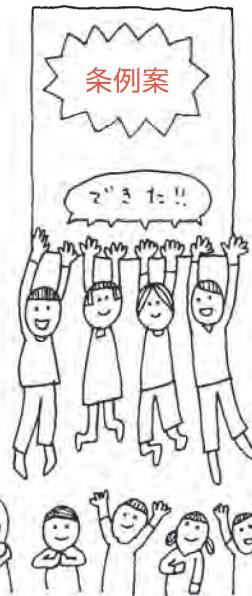
市長に提出



A. 「市民の会議」がより多くの市民意見を反映して条例案をつくります。

ここがポイント!!

市民が条例について意見を言うだけでなく
条例の案づくりそのものまで行います。
これは今までにない新しいこと。小平市の
挑戦なのです！



市民の公募で集まった「市民の会議」が骨子案をつくります。

意見交換会で、さらに幅広く
市民の意見を反映します。

市との調整を経て最終的な
自治基本条例案をまとめます。